

富谷市記者会見資料⑩

平成29年12月26日

教育部学校教育課

担 当：千葉

連絡先：358-0521

就学援助費の入学前支給について

市では、経済的理由により就学困難な家庭の新小学1年生及び新中学1年生が必要とする新入学用品費について、従来の入学後の7月支給から入学前の1月末に前倒しを行い支給することといたしました。

この取り組みについては、国の要保護児童生徒援助費補助金要綱等が一部改正され、これまで「児童生徒」としてきた新入学用品費の交付対象に「就学予定者」を追加することにより、中学生のみならず小学生入学前にも支給が可能となったことや、既に入学前支給を実施している県外の自治体があること等を踏まえ、本市の支給要綱を一部改正し制度の充実を図ったものです。

記

1. 就学援助費の費目、申請者数及び一人あたりの支給額

(1) 児童生徒就学援助費

- ・新小学1年生 10人、40,600円/一人あたり
- ・新中学1年生 36人、47,400円/一人あたり

(2) 被災児童生徒就学援助費

- ・新小学1年生 0人、40,600円/一人あたり
- ・新中学1年生 5人、47,400円/一人あたり

(3) 特別支援教育就学奨励費

- ・新小学1年生 7人、20,300円/一人あたり
- ・新中学1年生 5人、23,700円/一人あたり

※申請者数は12月22日現在です。

2. 支給予定日

平成30年1月31日(水)